

令和8年度一関市立滝沢小学校

第1回学校運営支援協議会

日 時 令和8年7月10日(金)

(14:00～) 14:45～

場 所 滝沢小学校PCルーム

次 第

進 行 事務局(副校長)

(授業参観 14:00～14:40)

- 1 開 会
- 2 校長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 説明・協議
 - ・役員について
 - ・学校運営支援協議会について
- 5 熟議
 - ・令和8年度学校経営方針について
- 6 その他
- 7 閉 会

令和8年度委員名簿

順不同・敬称略

No	氏 名	所属・役職等	備 考
1	千 葉 幸 一	滝沢市民センター長	新規
2	菅 原 勝	滝沢地域振興協議会	継続
3	青 山 一 登	滝沢小PTA会長	新規
4	須 藤 光 子	主任児童委員	継続
5	渡 辺 一 男	児童クラブ運営委員長	継続
6	千 田 豪	鶏舞保存会	新規
7	蜂 谷 和 久	元滝沢市民センター長	継続
8	小 松 由香里	校 長	継続
9	小 森 篤	副校長	継続、事務局

令和8年度 滝沢小学校学校運営支援協議会役員（案）

役 職	氏 名	
会 長	千 葉 幸 一	
副会長	青 山 一 登 小 松 由香里	
事務局	小 森 篤	

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



＜学校運営協議会の主な役割＞

地教法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること

小中一貫型小・中学校など

一関市学校運営支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の校長
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。
- (2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等をすること。
- (3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和8年度学校経営計画

はじめに

本校の学校経営にあたっては、児童の命、安全、人権を守ることを前提に、憲法、教育基本法、各教育法規はもとより、県「学校教育指導指針」の重点施策を踏まえ、児童の実態や地域社会の実情等に立ち、児童、保護者からの信頼を得ながら、次の経営方針のもと、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた「生きる力」を育む教育活動を進める。

1 基本方針

- (1) 児童と職員のつながりを大切にし、温かな気持ちで互いに認め合える学校づくりを推進する。
- (2) 好ましい人間関係に基づく学級経営を土台とし、教育活動を推進する。
- (3) 児童、職員とも生き生きと活動し、自己実現を目指す学校づくりを推進する。
- (4) 学校、家庭、地域が相互理解を深めながら連携し、開かれた学校運営を推進する。
- (5) 組織的かつ協働体制のもと、目標達成型の学校経営を推進する。

2 学校教育目標

未来に向かって、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む子どもの育成
わかるまで考える子(知) 思いやりのある子(徳) 元気で活動する子(体)

これからの学校は学習指導要領の着実な実施により

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

3 目指す子ども像（育成を目指す資質・能力）

	わかるまで考える子(知)	思いやりのある子(徳)	元気で活動する子(体)
知識・技能	○望ましい学習習慣や学習規律を身に付ける ○基礎的・基本的な知識や技能を習得する	○自他の生命の大切さを理解する ○社会的ルールや好ましいコミュニケーション技能を身に付ける	○よりよい運動習慣、望ましい食習慣、規則正しい生活習慣を身に付ける
思考力・判断力・表現力等	○知識・技能を活用して考え、根拠に基づいて自分の考えを表現する	○他者と好ましい人間関係を築き、思いやりの心をもって行動する	○健康や安全に留意し、状況を適切に評価・判断して行動する
学びに向かう力・人間性等	○協働的に学び合い、考えを深めたり広げたりする	○協力して活動に取り組み、自他のよさや高まりを認める	○目標に向かって粘り強く取り組み、共に高め合う

4 目指す学校像・教職員像

(1) 目指す学校像

- ア 地域、保護者に信頼され、児童、職員にとって安全安心な学校
- イ 子どもの「できた」「わかった」が溢れる学校
- ウ 個々の職員がやりがいや職務への充実感を感じることができる学校
- エ 地域と共にあり、地域を支える人づくりを担う学校

(2) 目指す教職員像

- ア 児童愛に溢れ、子どもの命を預かる責任感のある教職員
- イ 児童、保護者の期待、信頼に応えることのできる教職員
- ウ 諸課題に迅速かつ的確に対応できる教職員
- エ 他を認め、参画意識をもち、協働的に職務にあたることのできる教職員
- オ 自ら学び、時代のニーズに合わせ、研鑽に努める教職員

5 本校の教育・経営課題

- (1) 自他の生命を大切にし、人権を尊重する心や命を守る危機管理能力の育成を図ること。
- (2) 自主自立を目指し、主体的に考え、行動する実践力の向上を図ること。よりよい学校生活を送ることができるよう、社会性や道徳性を身に付けさせること。
- (3) 主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業実践を行うこと。児童の多様性に組織的に対応しつつ、一人一人の学びを保障すること。
- (4) 子どもも教師も生き生きとした活力ある学校風土を醸成すること。
- (5) 地域との連携や積極的な情報の発信に努めること。保護者の学校理解に努め、協力体制をとりながら教育活動を進めること。

6 今年度経営の重点

(1) 安心安全に通える学校環境づくり

- ア 教師と子ども、子ども同士の良好な人間関係づくりに留意し、他への思いやりや尊重する気持ちを育て、安心して学校に通えるような取組を進める。
- イ 自他の生命を大切にし、様々な災害や事故から自分の命を守ることができる力を身に付けさせるとともに、学校事故防止のための環境整備を徹底する。

(2) 学校生活に必要な資質の向上

- ア 目標に向かって主体的に物事に取り組むことができるよう、状況に応じて適切に支援を与えながら自主性や自立性を涵養する。
- イ 他者と協力し、円滑な人間関係を築きながら学校生活を送ることができるよう、コミュニケーション能力や協調性、ルールやマナーを守ることを身に付けさせる。
- ウ 状況に応じて善悪について考え、判断し、行動できるよう、教育活動全般において道徳性を涵養する。

(3) 基本的学習内容の定着と学力の向上

- ア 「わかる・できる授業」づくりを核として、学習内容の確かな定着と課題に対して意欲的に自分の考えをもち、また友達の考えを聞く等協働的な学習を進める。
- イ 児童が学びの主役となれる教師の授業コーディネート力を向上させる。主体的、能動的かつ個別最適な学習活動を充実させる。
- ウ 家庭学習において基礎的・基本的な内容の定着を図るとともに、発達の段階に応じた自主的・自発的な学習に取り組ませ、学力の向上を図る。
- エ 家庭と連携し、家庭での学習環境づくりと学習習慣の確立を図るとともに、「居間8ルール」を活用したメディアとの上手な付き合い方や情報モラルの向上、家庭での時間の使い方など生活習慣の確立を図る。

(3) 活気あふれる学校づくり

- ア 子どもたちの元気な挨拶の声、前向きに授業に取り組む姿など生き生きとした活気のある姿を目指した取組や活動を推進する。
- イ 自己の健康管理に努め、心身の健康や体力の維持向上を図ろうとする態度と実践力を身に付けさせる。
- ウ 教師も明るく元気な姿で子どもたちの前に立つことができるよう、教職員の働き方改革を推進する。

(5) 開かれた学校づくり

- ア コミュニティ・スクールの運営、家庭や地域との連携により、育てたい子どもの姿を共有しながら教育活動を進める。
- イ 保護者との相談体制の充実、情報発信など教育活動の理解を進め、子どもたちの学び、成長をサポートする立場として協働する。
- ウ 学校評価、コミュニティ・スクールの運営を通して広く学校運営に対しての意見に耳を傾け、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制づくりを進める。

7 具体的取組

(1) 確かな学力の育成

- ア わかる授業づくり <研究部・教務部>
 - (ア) 温かい人間関係と学習規律を基盤とした学習集団作り
 - (イ) 主体的・対話的で深い学びの実現
 - (ウ) 授業のユニバーサルデザイン化
 - (エ) 諸調査の分析と活用、学習内容の定着
- イ 学習指導要領の趣旨を生かした指導の実施 <教務部>
 - (ア) 教育計画の管理
 - (イ) ICTの効果的な活用
 - (ウ) カリキュラム・マネジメントの実践と改善

ウ 家庭学習の習慣化と内容の充実 <教務部>

(ア) 授業と連動、家庭と連携、ねらいのある家庭学習の充実

エ 朝学習等の有効活用 <教務部・研究部>

(ア) 集中力の向上と基礎学力の定着

(イ) 百マス計算、ことばの時間の充実

オ 研究・研修の充実による授業改善と指導力の向上 <研究部>

(ア) これまでの研究の成果が生かした授業改善

(イ) 授業力の向上、身に付けさせたい資質、能力の定着

(2) 豊かな心の育成

ア 温かい学級づくり <生徒指導部>

(ア) 児童理解と認め合ったり高め合ったりする人間関係づくり 復5・9

(イ) 自己指導能力(自己存在感・共感的な人間関係・自己決定)の育成 復1・3・4

(ウ) 教育相談の充実(「なかよしアンケート」「心とからだの健康観察」の活用) 復9

(エ) 相手を大切にしたい挨拶と返事、言葉遣いの指導 復5・6・7・9・10

(エ) 発達支持的生徒指導の推進

(オ) 個別指導内容の確認と共有(生徒指導情報交換会)

(カ) 規範意識の醸成 復4

(キ) 不登校対策(未然防止、早期発見、適切な対応)の推進、居場所のある学校・学級経営の充実

イ 人権教育の推進 <教務部・生徒指導部>

(ア) 児童の人権を尊重した学級経営、相手を大切にしたい聞き方、話し方の指導

(イ) いじめ対策(未然防止、早期発見、適切な対応)の推進

(ウ) 「滝沢小学校いじめ防止基本方針」の遂行

(エ) 児童会活動や学級活動等による人権意識の涵養

ウ 読書活動の充実 <教務部>

(ア) 読書の質と量の向上(読書ボランティアの活用)

(イ) 読書タイムの設定

エ 道徳教育(「親切、思いやり」「生命の尊さ」)の充実

(ア) 道徳の授業の充実

(イ) 復興副読本を活用したハートフルウィーク、ハートフルディの実践 復8～21

オ 情報モラルの指導・ICT活用能力の向上 <教務部>

(ア) 全学年での計画的な指導と家庭への啓発活動

(イ) 授業でのICTの有効活用に関する研修の充実

カ 地域に学ぶ学習の推進 <教務部>

(ア) 伝統芸能「鶏舞」の継承 復12

(イ) ふるさと学習の実施 復2・10

(ウ) 米作り体験の実施 復2

(エ) 学校支援ボランティア事業の充実

(3) 健やかな体の育成

ア 健康な体づくりの推進 <教務部・健康安全部>

(ア) 準備運動プログラムを活用した運動能力の向上(調査結果の活用)

(イ) 体力向上の推進(外遊び・マラソン・縄跳び) 復7

(ウ) 学校坂の徒歩通学の奨励 復4

(エ) 食育の推進

(オ) 感染症の予防

(カ) 家庭と連携した基本的な生活習慣や食習慣の定着と疾病予防を図る取組 復1・7

イ 安全指導の充実 <健康安全部>

(ア) 危機予測や危機回避能力の育成と防災・防犯意識の高揚 復7

(イ) 家庭や地域と連携した交通安全指導の取組

(4) 特別支援教育の推進(通常学級における支援を要する児童も含む) <教務部>

ア 個に応じた見通しのある組織的で柔軟な対応

イ「個別の指導計画」と「個別の支援計画」を活用した指導

ウ 保護者との連携、情報提供と教育相談会の実施

エ 外部機関を活用した指導力の向上、研修の充実

(5) 復興教育・キャリア教育の推進

ア 復興教育の推進 <教務部>

(ア) 3. 11の語り継ぎ、復興教育に係る授業の実施

(イ) 復興教育の教育的価値一覧

いきる	かかわる	そなえる
1・2・3・4・5・6・7	8・9・10・11・12・ 13・14	15・16・17・18・ 19・20・21

イ キャリア教育の推進 <教務部・健康安全部>

(ア) 縦割り清掃を中心とした日常生活での実践(働くことの意義、協力し、根気強く取組む大切さ)

復11

(イ) 自己肯定感の醸成、他者との好ましい人間関係づくり

(ウ) 地域体験活動の充実

(6) 学びの基盤づくり

ア 家庭・地域との協働による学校経営 <総務部>

(ア) 「まなびフェスト」を活用した「めざす子ども」の共有

(イ) 学校支援地域本部の事業の活用

(ウ) 地域人材、教材の活用による教育活動の充実

(エ) コミュニティ・スクール運営による特色ある学校づくりの推進

(オ) 情報発信と保護者の声を聞く機会の設定や工夫

イ 安全・安心な環境づくり <総務部・事務部>

(ア) 危機管理体制の確立とマニュアルに基づいた研修の実施(アレルギー対応含む)

- (イ) 安全点検の実行による清潔で安全な教育環境の整備
- (ウ) 感染症予防の励行
- (エ) ユニバーサルデザインの掲示や環境づくり
- (オ) 家庭や関係機関との連携による地域の安全確認、登下校指導、見守り活動
- ウ 教育目標の具現化を支える事務 <事務部>
 - (ア) 就学援助費に関わる情報提供
 - (イ) 適正な事務、会計処理の実施
- エ 信頼される教職員と働き方改革の推進 <総務部>
 - (ア) コンプライアンス研修会の実施
 - (イ) 教育技術等を共に学ぶOJTの推進
 - (ウ) 労働安全衛生委員会を活用した意識改革と改善
 - (エ) 業務の適正化、環境整備、業務改善の意識化

【学校教育目標】

未来に向かって、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む子どもの育成



— 思いやりのある子 —

- 自他の生命を大切にする
- 自他を尊重し、思いやりの心をもって接する
- 共感的な人間関係を築き、自律的な判断に基づいて行動する
- 共に高め合おうとして取り組み、そのよさや高まりを実感できる

— わかるまで考える子 —

- 基礎的・基本的な知識技能を習得する
- 望ましい学習規律・学習習慣を身に付ける
- 筋道を立てて考え、理由や根拠を明確にして表現する
- 主体的に課題を捉え、協働的に学び合い、学びの意義を実感する



— 元気で活動する子 —

- 基本的な運動習慣や食習慣、生活習慣を身に付け、安全で健康な生活を送る
- 自己の身体や環境の状況を判断し、適切に対応する
- 自主的に課題を捉え、目標に向かって根気強く取り組む

めざす子どもの姿



重 点

豊かな心の育成

- 温かい学級づくり
- 人権教育の推進
- 読書活動の充実
- 道徳教育の推進
- 情報モラルの指導・ICT活用能力の向上
- 地域に学ぶ学習の推進

確かな学力の育成

- わかる授業づくり
- 学習指導要領の趣旨を生かした指導の実施
- 家庭学習の習慣化と内容の充実
- 朝学習等の有効活用

健やかな体の育成

- 健康・体づくり
 - * 運動能力の向上
 - * 体力向上の推進
 - * 食育の推進
 - * 感染症予防
 - * 食習慣・生活習慣の定着
- 安全指導の充実
 - * 命を守る行動、判断力の育成

— 特別支援教育の推進 —

- 個に応じた見通しのある組織的で柔軟な対応
- 「個別の指導計画」と「個別の支援計画」を活用した指導
- 外部機関を活用した指導力の向上・研修の充実
- 保護者との連携、情報提供と教育相談の充実

— 復興教育・キャリア教育の推進 —

— 学びの基盤づくり —

- 家庭・地域との協働による学校経営
- 安全・安心な環境づくり
- 教育目標の具現化を支える事務
- 信頼される教職員と働き方改革

【経営の基本となること】 — 子どもたちの命を守り、安心安全な学習環境と人間関係づくり —

- 安全安心に通える学校環境づくり
- 学校生活に必要な資質の向上（自主自立・思いやり等）
- 基礎的学習内容の定着と学力の向上
- 活気あふれる学校づくり
- 開かれた学校づくり

働き方改革の推進による心身ともに健全な教職員、温かみのある協働的な職場環境づくり



学校教育目標：未来に向かって、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む子どもの育成

学校では

- 学習規律を明確に示し、学習の基盤をつくりま
- す。
- 話し合い・学び合いを大切にし、わかる授業づく
- りに努めます。
- 朝学習や滝小タイムなどの取り組みにより、基
- 礎的・基本的な知識や技能を高めます。
- 家庭学習の取り組みにより、学習内容の定着を
- 図ります。

- よいあいさつや言葉づかいの日常化を図り、温
- かい言葉が行き交う学校づくりを目指します。
- 教育活動全般を通して、思いやりの心を育むと
- ともに、規範意識を高めます。
- 行事やさまざまな活動を通して、社会性(協力
- 性・協調性など)を高めるとともに、自主自立の
- 心を育みます。

- 食事や生活リズムについて、家庭と連携してよ
- りよい習慣づくりを促します。
- 保健指導や避難訓練などを通して、健康や安
- 全に気を付け、自分で考え、行動する力を高め
- ます。
- 休み時間の運動や外遊びを通して、粘り強く取
- り組む態度と体力の向上を図ります。

～ 学校・学級経営計画への位置付け ～

評価の方法

・教職員自己評価 (12月)

・学校運営支援協議会評価 (2月)

子どもたちは

わかるまで考える子

- 学習規律や望ましい学習習慣を身に付ける。
- 基礎的・基本的な知識や技能を習得する。
- 自分の考えを相手にわかるように伝える。
- みんなで学び合い、考えを広げたり深めたりする。

思いやりのある子

- 進んであいさつをしたり、言葉づかいに気を付けて話
- したりする。
- 自分も他の人も大切にしようとする気持ちをもつ。
- 相手のことを考えて行動する。
- きまりや約束を守って生活する。
- 友達と協力したり、助け合ったりして活動に取り組む。

元気で活動する子

- よりよい運動習慣、望ましい食習慣、規則正しい生活
- 習慣を身に付ける。
- 病気やけがの予防に努め、健康で安全な生活を送
- る。
- 進んで体を動かし、目標に向かって粘り強く取り組
- む。

～ 児童個人や学級のめあて・児童会の取組 ～

評価の方法

児童アンケート (12月)

家庭では

- 学習環境を整え(ノーマディア、学習場所など)、時間
- を決めて家庭学習や音読に取り組ませましょう。
- * 10分×学年+10分(音読含む)
- 毎日、家庭学習や音読の確認をしましょう。
- 家庭読書に取り組むよう働きかけましょう。

- 家庭でもあいさつを交わし、言葉づかいに気を付
- けて話しましょう。
- 子どもとの対話を大切にしましょう。
- 物事のよしあしを適切に判断できるよう促しまし
- よう。
- 家族の一員として仕事をもちあわせて取り組ませまし
- よう。

- 「早ね・早おき・朝ごはん・歯みがき」の生活リズ
- ムが整うよう働きかけましょう。
- 強い心と体づくりを目指し、※歩いて登下校をさ
- せましょう。 ※非常時以外、原則学校坂は歩く。
- けがや病気に気を付けて生活するよう働きかけ
- ましょう。
- 情報機器は、「居間8ルール」や家庭のルール
- を守って使用させましょう。

～ PTAの取組・通信・懇談会等での発信 ～

評価の方法

保護者アンケート (12月)

令和8年度 一関市立滝沢小学校 教職員働き方改革アクションプラン

— はたらきやすく はたらきがいのある職場をめざして —

滝沢小学校では、「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づき、以下の取組により、「学校における働き方改革」を推進します。

1 現 状	2 目標・目指す姿
【R7教職員勤務状況】 ○月45時間以上の残業者数（のべ13人） ○月80時間以上の残業者数（0人） ○在校等時刻が午後8時を超えた教職員数（のべ34人） ○所属教職員の月平均時間外在校等時間（26時間30分） 【働き方改革を進めるうえでの課題】 ○学校行事や教育活動等の見直し ○教職員間の連携・協働と業務の負担軽減 ○ICT活用による校務効率化 ○安全衛生委員会の有効的活用 ○保護者、地域との連携・協働	【R8年度目標】 ○時間外在校等時間が月45時間以上の教職員数を昨年度より減少させる。 ○業務への充実感や健康面での安心感など働き方に対する肯定的実感を向上させる。 ＜最終退勤時刻目標＞ ・教職員の残業をできるだけ減らし、最終退勤時刻の目標を19時に設定して取り組む。 ＜学校における業務改善の推進目標＞ ・働き方改革に係る課題について教職員で共有し、解決を図る。 ・教職員が、連携・協働して業務を推進し、チームとして学校を運営する。 ＜教職員のワークアバドバランスを意識した働き方改革の推進目標＞ ・教職員の時間外在校等時間を前年度比月平均10%削減させる。

3 目標・目指す姿を達成していくための具体的取組内容	学校における業務改善の推進	学校及び教員が担う業務の明確化・適正化の推進
教職員の健康管理 ○教職員とのコミュニケーションを大切にするとともに、教職員同士の協働性を促進し、風通しのよい職場環境づくりに努める。 ○時間外在校等時間が45時間超となった教職員について、その要因を把握し、業務の見直しやスクラップ等により改善を図る。 ○教職員の心身の健康状況を把握し、適宜、適切な助言や働きかけを行う。 ○教職員の心的・身体的疲労やストレスとならないよう、学校課題や問題には組織的・実効的に対応し、早期解決を図る。	学校における業務改善の推進 ○職員の意識改革を目的に、週に1度の「ノー残業デー」を実施する。 ○働き方の取組状況を振り返る場として定期的に安全衛生委員会を開催し、改善のための方向性について話し合い、実効的取組につなげる。 ○学校行事、教育活動等は、教育的価値、持続性の観点から見直し、改善を図る。 ○資料の事前配付、説明項目の精選等により会議の時間短縮を図り、放課後の時間を確保する。 ○授業づくり、校内研究、行事の取組等は、学団間で連携・協働し、効率化と同僚性の醸成を図る。	学校及び教員が担う業務の明確化・適正化の推進 ○登下校の交通安全指導や見守りは、地域の協力を得て行う。 ○環境整備作業は、PTA活動の一環として教職員と保護者が協力して行う。 ○保護者や地域の学校における働き方改革の理解を得るとともに、家庭において取り組んでほしいことについては協力を求める。 ○地域人材（GT）、学校支援ボランティアの積極的な活用により、地域学習、体験活動、伝承活動等、より効果的な学習や地域と一体となった教育活動を推進する。

令和8年度学校いじめ防止基本方針

一関市立滝沢小学校

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、近年増加しているインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめ問題の解決には、いじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校では、道徳教育や人権教育等を土台として、いじめを生まない環境を築くことに努めるとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

なお、いじめはどの学校でも起こりうることであり、という認識を教師がもつことが重要で、また、いじめを認知することは、児童の生命を守ることに直接的につながるという認識・危機管理が必要である。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍している学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号 第2条による）】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめの背景には教師の指導の在り方が影響を与えるときがある。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会、行政など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめ防止等の対策のための組織・校内体制

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

1 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、担任

2 取組内容

- (1) いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置付け）
- (2) いじめにかかわる研修会の企画立案
- (3) 未然防止、早期発見の取組
- (4) アンケート及び教育相談の実施と結果報告
- (5) いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進

3 開催時期

いじめ事案の発生時は緊急に開催し、事態の収束まで随時開催する。

Ⅲ いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学校が児童の居場所となるように配慮し、安心・安全な学校環境づくりに努めるとともに、児童が互いのことを認め合ったり、尊重したりする学校風土づくりに取り組む。
- (2) 自己肯定感や自己有用感を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、生きて働く知識・技能、未知の状況で活用できる思考力・判断力・表現力等及び学びを人生や社会に生かす学びに向かう力・人間性等の三つの資質能力の育成に努める。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、道徳、学級活動等の充実に努める。また、児童会活動を通して、思いやりのある言動を校内に広げる活動に取り組む。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図り、いじめ防止に資する取組を進める。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがいのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を超えて合意形成をする言語能力を育む。
- (3) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 児童の主体的な取組

- (1) 児童会による「いじめ0」を目指した自主的な取組
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事等の実施
- (3) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加
- (4) その他

4 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、PTA総会で配付するなどして周知活動に努める。
- (2) 学校運営支援協議会で、いじめの実態や指導方針についての説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、校報等を通じて保護者に協力を呼びかける。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- ・いじめの問題にかかわる校内研修会（年1回）
- ・いじめの問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断（年2回）

IV いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
（学級担任は、日記や連絡帳等も活用する。）
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても児童の様子に目を配るように努める。
- (4) 遊びやふざけのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的に連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童等からの情報収集を定期的に行う。

- ・児童を対象としたアンケート調査【なかよしアンケート】 年2回（5月、10月）
- ・教育相談を通じた児童からの聞き取り調査【個別面談】 年2回（5月下旬～6月、11月）

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者と相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。
本校におけるいじめの相談窓口を次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------------|-----|----------------------|
| ○日常のいじめ相談（児童及び保護者） | ・・・ | 全職員が対応 |
| ○スクールカウンセラーの活用 | ・・・ | 担任、生徒指導主事 |
| ○地域からのいじめ相談窓口 | ・・・ | 副校長 |
| ○インターネットを通じて行われるいじめ相談 | ・・・ | 学校又は一関警察署 |
| ※一関市設置の相談窓口 | ・・・ | 子どもなやみ事相談電話 36-3007 |
| ※24時間いじめ相談電話（県教委） | ・・・ | 019-623-7830（24時間対応） |

IV いじめ事案に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 解決した事案については、最低3か月間は児童及び保護者の訴えがなくなるまで、組織的な見守りを継続して行う。
- (5) 全教職員の共通理解のもと、保護者の理解と協力を得て対応にあたるとともに、必要に応じて、関係機関・専門機関と連携した対応を行う。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめを止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、学校が責任を負う児童指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。なお、SNS関連の場合、基本的に保護者が責任を負うものであり、学校は事案対応に協力するものとする。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者から情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取り、一定期間、いじめた児童、いじめられた児童のいずれかを別室等で学習させる等の環境を整える。
- (7) いじめを受けた児童の心をケアするために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようとする態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で指導及び支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、一関市教育委員会及び一関警察署と連携して対処する。

5 インターネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、一関市教育委員会と連携し、一関警察署の協力を得て、プロバイダなどに情報の削除を求める。その際、案件によっては保護者が行動することを基本とする。
- (2) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに一関警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用については、パソコン（タブレット）、スマートフォン、ゲーム機器が大部分であることから、家庭の協力を得る。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより本校に在籍する児童が30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号 第28条①による）】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに一関市教育委員会に報告する。
- (2) 児童からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、事案の事実関係を改めて確認し、「いじめ対策委員会」にて重大事態に該当するかを判断し、対応する。

3 重大事態の調査（■学校が調査の主体となる場合）

一関市教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 被害児童及び保護者等に対する調査方針等の説明を行う。
- (4) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (5) 調査結果を一関市教育委員会に報告する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。（※関係者の個人情報に配慮する）
- (7) いじめを受けた児童及びその保護者の意向に配慮した上で、必要に応じて適時・適切に関係者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (8) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校を挙げて取り組む。

■学校以外が調査の主体となる場合

一関市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。